

明治前期の災害対策法令（第2輯）（その6）

The disaster response laws and regulations in the early Meiji (II-6)

井 上 洋

Hiroshi INOUE

凡例

- 1 災害対策法令一覧表の各法令には配列の順番を示す番号をつけ、題目のあとに発布年月日と法令番号を括弧に入れて示した。発布年月日に干支が付記されている明治5年までは太陰暦の日付であり、この部分についてはポイントを落として別括弧のなかに発布年月日の太陽暦表示を入れた。尚慶応から明治への改元は1868年10月23日（明治元年9月8日）であるが、1868年の法令の発布年月日は改元以前の分も含めてすべて〈明治元戊辰年〇月〇日〉と表記した（これは『法令全書』の目録の記載に従ったものである）。これにともない注解の地の文においても、改元以前の日付の記載についてそれを慶応4年〇月〇日とはせず、明治元年の表記を用いている。
- 2 法令の題目にはゴシック体を用いた。
- 3 法令の題目あとの日付はアラビア数字で表記した。ただし法令の本文を始め、題目あとの日付以外のものについては漢数字のままとした。注解の引用文中の漢数字については、文脈によりアラビア数字に直したところがある。
- 4 法令の収録に際しては、横書きにしたことを除いて、できるかぎり原本の形式を残すように努めた。しかし、若干の加工を施したところもある。たとえば、見やすくするためにポイントを上げたり、ゴシック体を用いたりしたところがある。
- 5 法令の原文で割注など小さい活字が用いてあるものについては、原則として、ポイントを落とした。また、原文において小さい活字の並列表記になっているところは、それを表わすために／を用いた。
- 6 複数の注解をもつ項目については、そのひとつひとつに見出しを付け、注解全体の構成を示すために見出しの一覧を注解本文の前に置いた。
- 7 注解や注における諸資料からの引用文中〔 〕内は筆者による補記である。
- 8 注解および注のなかでまとまった分量の文章を引用する際、その部分を括弧に入れた場合もあるが、通例引用箇所を1字ないし2字分空白にしてこれを示した。
- 9 注記文献の書誌については、初出箇所完全に完全なものを載せ、以後は適宜略記した。
- 10 外国人の人名のあとのアルファベット表記は、初出箇所のみ付した。
- 11 漢字の字体表記は新字体を基本とした。欠画は通常表記に、俗字、同字は正字に直してある（ただし固有名詞において一部例外がある）。仮名についても、変体仮名は平仮名に、合字は通常表記に直した。
- 12 下線および傍点は、とくに注意書きがない限り、筆者による。
- 13 凡例に書き切れない指示・説明は当該箇所に注記した。
- 14 注に記した文献のほかに、以下のものを適宜参照した。『政治学事典』（平凡社、1954年5月）、日本史籍協会（編）

『百官履歴一』（東京大学出版会，1973年7月，覆刻版，原本の刊行は1927年10月），日本史籍協会（編）『百官履歴二』（東京大学出版会，1973年7月，覆刻版，原本の刊行は1928年2月），内閣記録局（編）『明治職官沿革表 職官部』（国書刊行会，1974年5月，複製版，原版の刊行は1886年），内閣記録局（編）『明治職官沿革表 官廨部』（国書刊行会，1974年6月，複製版，原版の刊行は1886年），国史大辞典編集委員会（編）『国史大辞典』（全15巻）（吉川弘文館，1979年3月－1997年4月），日本歴史学会（編）『明治維新人名辞典』（吉川弘文館，1981年9月），大久保利謙（監修）『明治大正日本国勢沿革資料総覧』（全4巻）（柏書房，1983年10月），岩波書店編集部（編）『近代日本総合年表』（第二版）（岩波書店，1984年5月），木村礎・藤野保・村上直（編）『藩史大事典』（全8巻）（雄山閣出版，1988年7月－1990年6月），『日本史大事典』（全7巻）（平凡社，1992年11月－1994年5月）。

災害対策法令一覧表（発布順）

※本資料は，1868年から1885年までの期間について、『法令全書』から災害対策に関する法令（以下，災害対策法令）をすべて抜き出し，法令の発布順に配列して注解を付したものである。本資料を編むことを通じて筆者は，明治前期における災害対策法令の網羅的な把握をなすことを意図している。本資料の体裁ほか詳しくは，「明治前期の災害対策法令」（南山大学『アカデミア（人文・自然科学編）』，第10号，2015年6月）の「まえがき」を参照のこと。

尚，「明治前期の災害対策法令」（その1）から（その4）まで（1868年分34件，1869年8月までの分25件を収録）は，南山大学『アカデミア（人文・自然科学編）』，第10号から第13号（2015年6月～2017年1月）に掲載されている。それを大幅に改稿し，さらに1869年9月から1870年12月までの災害対策法令52件を加えたものが，井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻（1868-1870）』（論創社，2018年3月）である。1870年12月より前の災害対策法令についてはこちらを参看されたい。また「明治前期の災害対策法令（第2輯）」（1871年1月以降の災害対策法令を集めたもの）は，南山大学『アカデミア（人文・自然科学編）』，第14号（2017年6月刊）以下に連載されている。その「明治前期の災害対策法令（第2輯）」収録の法令17件に，1871年1月から8月29日までの災害対策法令および火災対策法令15件を新たに補い，これらを一書にまとめたものが，井上洋『明治前期の災害対策法令 第二巻（1871）』（論創社，2020年刊行予定）である。

「明治前期の災害対策法令」および「明治前期の災害対策法令（第2輯）」の題目のもとに南山大学『アカデミア（人文・自然科学編）』に収めたどの項目についても，本にするおり，大幅な加筆と修正を行なっている。本のほうには項目の増補によって『アカデミア（人文・自然科学編）』所載の注解にはない項目も多い。このような理由から，1868年から1871年8月29日までの災害対策法令とその注解を参照する際には，『明治前期の災害対策法令 第1巻（1868-1870）』および『明治前期の災害対策法令 第2巻（1871）』に当たるようお願いする次第である。

※配列は基本的に発布年月日順である。発布日の記載がなく，月にとどまるものは，その月の晦日の次に配列した（ただし番号により前後が確定できる場合には番号のならばによった）。

※『法令全書』においては独立した別々の法令として掲載されているものでも，一連の関連した法令として表示した方が便宜な場合は，1つの番号の下にまとめ，a，b，cとアルファベットを振った。

※発布年月日の太陽暦表示のあとに付された頁数は『法令全書』の所載箇所を示す。

※以下の一覧表は今回掲載分のものである。

【1871年】(明治3年11月11日から明治4年11月20日まで)

16.「官林規則ヲ設ク」(明治4辛未年7月, 民部省第22)(承前)(8月[24日])(481-482頁)【災害予防】

【注解】

16.「官林規則ヲ設ク」(明治4辛未年7月, 民部省第22)(承前)

【注解1】官林規則の内容(第17号)

【注解2】災害対策の側面から見た官林規則(前号)

【注解3】官林規則の制定と地理正杉浦譲

【注解4】地理司における組織規程の整備1:地理正兼制度取調御用掛杉浦譲起草の組織規程案(5より本号)

【注解5】地理司における組織規程の整備2:「地理司職員令事務章程」(明治3年10月日闕)

【注解6】地理司における組織規程の整備3:小括

【注解4(承前)】5. 杉浦譲が起草した, 地理司に関する4つの(そして一揃いの)組織規程案の最後に取り上げるのは, 「地理司処務条例」である。これは, 地理司職員の勤務上の心得, 地理司宛に送られてくる文書や書簡の受付と処理の手続き, その他司内事務処理の詳細および勤務規則などを定める規程である。これを見ることで, 杉浦ら当時の規程作成者が, 地理司内における事務の処理手続きをどのように構成しようとしていたかがわかる。以下に「地理司処務条例」の全文を掲げる^{※56}。

地理司処務条例

第一章 司中ノ諸務之ヲ職制ニ照準シテ以テ其事ニ従フヘシ

第二章 処務順序ハ職員令及ヒ分課ノ科目ニ従ヒ, 踰越紛雜ノ患ナク各員其主務ヲ整理スヘシ
但各課其主務ノ繁閑ニヨリテ便宜他ヲ補助協カスヘシ

第三章 各地方官ヨリ申牒スル諸願届等其他諸方往復ノ書牘及ヒ簿冊ノ類ノ如キ先ツ本省ニ達シ, 大少丞之ヲ正, 権正ニ附シテ後各課ニ附スルヲ則トス

但各地方出張ノ官員等ヨリ或ハ直ニ当司ニ達シ来ル事アリトモ, 必ス之ヲ本省ニ達シ順ヲ追テ其事ヲ処分スヘシ

第四章 申牒ノ書類往復ノ書牘及諸簿冊ノ類ハ, 各課ニ附シ其課ニ於テ之ヲ点検シ之カ処分ノ案ヲ設ケテ回議回覧ニ供スヘシ

但其課ノモノ其事首尾結局ヲ了シ遅延ナキ様注意シ粗漏遺失スヘカラス

第五章 回議回覧ニ供スル文書簿冊等ハ毎課回冊ノ号数ト月日トヲ記シテ回達スヘシ

但正, 権正ニテ別ニ其冊子ヘ本司ノ朱印ヲ押スヘシ

第六章 申牒ノ書類其外往復書牘簿冊ノ内, 其事務ノ処分既済ノ後届出ルノ類及後覽ニ供スルハ跡回シト記シテ回覧ニ出シ, 其事ノ定例ナルト緊要ナラサルハ正, 権正検覧シテ本省ニ達セサルコトアルヘシ

第七章 冊子回議回覧了リテ後正, 権正之ヲ検閲シ本案ノ儘決議セシハ之ヲ各主課ニ附シテ速ニ其事ヲ処分セシメ, 若回達中他ノ異議アルハ正, 権正ヨリ之ヲ審聴シテ改議スヘシ

但回議既ニ了リ簿冊本司ヘ復スルニ至リ, 再正, 権正ニテ本司印ノ下ヘ検印シテ各主課ニ附スヘシ

第八章 回議回覧セシ事務回達シ了リテ後其事各地方官ヘ通達指令スル等ハ, 本省ノ押印ヲ以

テ之ヲ証スヘシ

但此押印ハ各課ノ大少佐ヨリ本省ノ大少丞ニ乞フテ調注スヘシ

第九章 回議回覽了リシ冊子ハ各其課ニ於テ其月毎ニ之ヲ編綴シテ、冊首目次ト号数トヲ記シ
他日検出覽閱ニ便ナラシムヘシ

第十章 戸籍人員、生死嫁娶及脱籍復籍、帰農、棄兒凡ソ人頭身上ニ関スル地方官ヨリノ申牒
其部分ヲ別チ類集編成シ、其処置スヘキハ例格ニ照準シ回議ニ附スヘシ

但シ歳末ニ至リ其数ヲ精算シテ表出スヘシ

第十一章 各地方ノ物産人民所持ノ田畑山林、牛馬車其他所有物規則ニ從ヒ申牒スルハ之ヲ約
シテ表ニ立テ、限年其増損多寡ヲ検査シ覽閱ニ備フヘシ

第十二章 従前ノ地図ヲ精細縮約スルハ他方實際ノ校正ニ拠リテ実測図ヲ照考スヘシ

第十三章 山川江湖、海湾、田畝、屋敷地、道路、隄岡ノ変換スル事ニヨリ各地方各司ノ申牒
回議アルハ其可否ヲ考覈シ、例格ニ照スヘキハ先踪ニ從ヒ回議ニ附シ、回濟ノ上ハ常例ノ手
続ヲ了シ図籍掛ニ附ス時ハ、其図ヲ浄写シ国高調ニテ高外隄地等ノ次第ヲ本帳ニ記載シ、毎
年其多寡ヲ表出スヘシ

但シ水災津浪^{*57}等ノ天災ニヨリテ隄地トナル地方ノ申牒ニ從ヒ、高帳ニ簿録スルコト同様タルヘシ

第十四章 開墾ノ申牒勸農局^{*58}ヨリ回達スルハ其墾下年限許可ノ由ヲ記シ、其図ヲ浄写シ合
輯シテ高入期限ヲ検査シ、毎歳開墾ノ多寡及高入ノ数ヲ表出スヘシ^{*59}

第十五章 一村毎ノ図ヲ合纂スルハ村ヲ集メテ郡トシ郡ヲ合テ国ト立ツヘシ、其管轄ノ如キ区
分スヘシ

第十六章 地方ヨリ出セル村鑑及一村限ニ附属セル巨細ノ書及史籍ニ関リ編入スヘキ書類ハ、
類輯合纂シテ本史ニ記載スル既定ノ編集体裁ニ倣ヒ普ク収羅シテ遺ス所ナキヲ要ス

但大日本地理全誌編集ノ程式文体其他ノ規律ハ別ニ設クル事トス

第十七章 諸官省各司等ヨリ要用ノ地図ヲ請求アル時ハ其需ニ応シ謄写シテ与フヘシ

第十八章 明治ノ郷帳ヲ立ルハ地方實際ノ現高ヲ以テ目途トシ、其天保及ヒ元禄ノ郷帳ニ拠リ
書出セルト、天保郷帳ニ在ル村名及ヒ石高ノ大ニ差違アレハ、其原由ト其事実トヲ推究シ猶
精覈ナリ難キハ实地ニ就テ検査スルアルヘシ

但地方ニ出張スルハ其事故ヲ回議ニ附シ本省ノ決ニ由ルヘシ

第十九章 上地地及附削スルアルハ其石高ト地勢トヲ審案シ、地図ニ拠テ其位置ヲ定メ法案
出来セハ之ヲ本省ニ出シ、卿輔及大少丞ノ検査ヲ歴テ允当ナリトセハ其検印ヲ取り、其異議
アルハ論定ノ上改案スヘシ^{*60}

第二十章 凡ソ村名石高帳ノ校正特ニ審詳ヲ加ヘ、大佑検査ノ上正、権正ニ出シ審閱ノ上太政
官へ達スヘシ

第二十一章 諸稅式金穀出納ニ關係スルハ大蔵省租稅司出納司ノ主任ナレハ此司ニテ^{ママ}摺分スル
ヲ得ス、国高ニ関リ上地地ノ照準トナル可キハ回議アル可キナレハ檢案ノ上司議ヲ附シ、
本省ノ回議ニ出スヘシ

但決裁指令トナリシ事ハ其部類ノ本帳ニ記載スヘシ

第二十二章 郡県村落ノ分合各地方ヨリ申牒アルハ、其利害ヲ糾シ考案具テ回議ニ附シ其処置
ヲ了セシ上本帳ニ其由ヲ記載スヘシ

第二十三章 官林樹木ノ簿帳ハ各地方申牒ニヨリ伐木ノ数及尺メヲ審ニシ、庁用又ハ水利堤防
ニ供スル本省許可ノ年月及木名木数尺メヲ本帳ニ記載スヘシ

第二十四章 各開港場外国人居留地ノ坪数及借主ノ名番号ヲ記シ、別ニ簿帳ヲ設ケ地方ニ達シテ其借与セシ毎ニ申告セシメ之ヲ簿録スヘシ^{※61}

但其管轄部分ヲ別チ英仏米亞魯伊澳葡瑞白ノ諸国其部ヲ分チ、年月及地租トモ地図ニ記載シ、其開港場各所毎ニ其地所規則章程ヲ其簿帳ノ首ニ掲載スヘシ

第二十五章 各地方各司ヨリ申告スヘキヲ因循稽延シ、及質問スヘキ事ニテ決裁判断及督責ニ関サルハ正、権正ノ権ニテ促スヲ得ヘシ^{※62}

第二十六章 大蔵省及ヒ各司合議ノ簿冊廻達アラハ速カニ回覧シ、異議ナキハ検印シ若シ其意了鮮ナシ難キハ主掌ニ審問シ、或ハ異議アリテ同意シ難キハ其旨趣ヲ書テ決ヲ請フヘシ

但後來ニ涉リ規則照準トナルヘキハ簿冊ニ写シ本司ニ遺スヘシ^{※63}

第二十七章 隠田繩延ノ自訴及新検打出シノ地アル其地ノ検査ハ地方官ノ所任ト雖モ事宜ニヨリ本司ヨリ出張スルコトアルヘシ、其免附石盛等税式ニ関ルハ租税司所任ニシテ、其反別石高ヲ検査シテ簿録ニ記スルハ本司ノ任タリ

第二十八章 隠田ヲ検シ闕所地ヲ収ムルハ地方ノ任ト雖トモ其処置ハ前条ト同様タルヘシ

第二十九章 記録編集ハ各科部類ヲ分チ年月ヲ追ヒ纂スヘシ、其体裁眼目要領ヲ挙ケ置司以來各地方官ヘ達セシ条規及申牒セシ事務ニ指令シタル類精密抄纂シ、逐件接続シテ指令布達齟齬矛盾ノ患ナカラシム

但地方ヘ照会シ或ハ諮問セシ類皆類ヲ萃メ部ヲ分チ披閱ニ便ナラシムヘシ、原書附紙アル如キ其部類ヲ分チ散逸セシムヘカラス^{※64}

第三十章 各員出勤退出ノ時限及休暇等一々本省ノ式ニ従ヒ違犯アルヘカラス^{※65}

第三十一章 凡テ文書ノ体細字慎密ニ書シ閲閱清カラシメ、体裁ヲ一ニシ泛濫アルヘカラス

第三十二章 各員身上ノ願請必大佑ヨリ正、権正ニ達シ検印ノ上上達スヘシ

但正、権正願請ハ直ニ本省ニ達スヘシ^{※66}

第三十三章 地方出張ノ出立帰府必ス正、権正ニ面接シ其旨趣ヲ親聞シ其顛末ヲ親告スヘシ

第三十四章 各員中闕失アル相互ニ責諫シ非違ヲ犯セルアラハ親シク正、権正ニ告クヘシ

第三十五章 各員病氣ニテ出勤シ難キ時ハ其旨趣ヲ同課ノ者ニ報知シ之ヲ正、権正ニ達シ併テ省中庶務司ヘ通達スヘシ、但正、権正病氣ノ節ハ相互ニ之ヲ報知シテ本省ニ達スヘシ^{※67}

第三十六章 五ケ年及六ケ年平均ノ調ハ一時ノ事務トシ別ニ条例ヲ設ケス

右当今司中処務ノ条例本省ノ決裁ニヨリ確定スル所ナリ、各員能ク之ニ照準シ其規程ヲ愆ルナク処事沈滞差謬アルヘカラス、若他日改メサルヲ得サル事アラハ審議シテ更革スルヲ得ヘシ

地 理 司

御一覽濟御下ケ相願候^{※68}

5-2. 続いて「地理司処務条例」の内容を逐条的に解説する。第1章は、地理司の職員に対し、地理司職制に則り職務に従事することを求める。これは地理司における事務処理の基準を示したもので、もっとも大綱的な規定である。第2章も、地理司内における事務処理の基準を提示するもので、司内の事務は地理司職員令および分課科目（職務分担）に従い踰越や紛雑のないように秩序正しく執行されなければならないこと、ただし各課とも主務の繁閑を見て便宜他を補助すべきことを定める。第1章と第2章により、地理司における職務執行の基準は地理司職制・地理司職員令・地理司分課の三つであることが示されている。

第3章は、地方官や各方面が発出する文書・書牘等の受付と処理の手順を定めるもので、事務処理の基本的な流れを示す。ここで述べられている文書の流れは次のようである。①地方官や各方面は文書（願・届など）・書牘・簿冊の類を民部本省宛に送る。②本省の大少丞が該文書を地理正、同権正に託す。③地理正、同権正は本省大少丞から受け取ったその文書の処理を担当の分課に付託する。④地方出張の官員や地方官などから文書・書牘・簿冊類が民部本省にではなく直接地理司に届けられた場合でも、地理司からいったん本省に戻し、②③の手順を踏む。これは大蔵省租税司の「租税司処務条例」第3条の規定と同じで^{*69}、司の諸務にかかわるすべての文書（願・届など）・書牘・簿冊の類が、本省の丞官（大少丞）にいったん集約され、そこから司に付託されるという構造である。省-司の連繋の結び目に丞官がすわり、彼らが文書の受付・付託を通じて司の活動を統制するという仕組みが提案されている。この仕組みによって丞官が省務全体の中核に位置づけられることになる。

第4章は、申牒の書類、往復の書牘および諸簿冊の類の地理司内における処理手続きを規定する。その手続きとは以下のようなものである。①地理正権正は本省丞官より受け取った文書、簿冊をそれぞれ主任の課に付託する。②主任の課ではそれらの書類・書牘・簿冊を点検し、処分案を作成する。③作成された処分案は省内の回議、回覧に供される。処分案の作成は主任の課が行ない、作成された処分案は地理司より省内の回議、回覧に供される、というのが事務処理の基本的な流れである。

第5章は文書の回達に際しての注意事項を述べるもので、分課ごとに、回議回覧に付す文書・簿冊等へのナンバリングと日付の記入を行なうことが求められている。また但書には、課ごとに行なう番号および日付の記入とは別に、正権正が回達文書に朱印を押すと書かれている。これは正権正が担当課のつくった処分案に検印を押すことを意味する。第6章は地方官からの申牒、その他往復の書牘簿冊のうち、「事務ノ処分既済ノ後届出ルノ類」やルーティンに属する重要性の低いものの取り扱い方を定める。

第7章から第9章までは、回議、回達を完了した文書・簿冊の取り扱いについての規定がならぶ。まず第7章は、回議、回達を完了した文書・簿冊の処理方を規定する。すなわち、回議、回達が終了し地理司に戻ってきた文書は、これを正権正が検閲し、処分案通り決議がなされた場合には、該文書を担当課に付託してその速やかな処分を命じる。他方、省内回達中に異議が提出されたときには、正権正がその異議を審聴し、改めて該案件を議するというのである。第8章は、省内の回議、回覧を経了し、議決／承認を得た案件で、地方官に対して通達または指令をなすべきものの取り扱いに関する規定である。該事案が地方官に対して通達または指令すべきものであることは、本省の押印をもってこれを証す、またその押印は、各課の大小少佐より本省の大少丞に申請してなされるものとする、と定める。第9章は、回議、回覧を経了した文書や簿冊の、保存・管理の仕方について規定する。課の単位で月ごとに編綴し、それに目次と号数を付けて保存するというやり方がとられている。

第10章からは個別の具体的な事務に関する取扱規定を置く。第10章は戸籍関係事務、第11章は各地の物産および人民の所有物（人民所持の田畑山林牛馬車その他）に関する統計作成事務、第12章は地図作成事務の一である、従前の地図の縮約事務についてそれぞれ規定する。第13章は地目の変換申請への対処方を定める。該事務の処理手続きは次のようである。①山川江湖、海湾、田畝、屋敷地、道路、堤防などに関し地目の変換を求める、地方官よりの申牒、各司からの回議が、地理司に寄せられると、②地理司において該申請、該回議の可否の考覈を行ない、規則および前例を参照してそれに関する処分案を作成する、③その処分案を省内回議に付す、④回議が済み、処分案が

決定を見たら常例に従ってその処分の手続きを行なう、⑤処分手続きの終了後、該事案を図籍掛に付託しそれに添付されている図を浄写させる、⑥また当該案件の確定にともなう高外隲地等の発生を、国高調掛に指示して郷帳本帳に記載せしめ、毎年その多寡を表出、報告させる。

第14章は、勸農局より回達される開墾の通報の記録と高入期限の検査、および開墾に関する年次統計の作成について、第15章は一村ごとの地図の合纂法について、第16章は地誌編集に当たっての書物および史籍の取り扱い方について、第17章は諸官省各司への地図の提供について、第18章は明治の郷帳の作成の仕方（作成に当たっての注意事項）について、第19章は上地、代地および土地の附削の事案が発生したときの処理方について、第20章は村名石高帳の校正の詳密についてそれぞれ記す。第21章は上地、代地の事案が発生したときの検案の手続きについて規定するものであるが、その冒頭で租税事務・出納事務の大蔵省管轄を承認している^{*70}。第22章は郡県村落の分合に関する地方官よりの申牒の処理方について、第23章は御林帳（「官林樹木ノ簿帳」）の記載方について、第24章は各開港場にある外国人居留地の管理のための帳簿（地所貸与台帳）の取り扱い方について規定する。

第25章と第26章は個別具体的な事務に沿った処理手続きではなく、手続き一般に関する規定である。第25章は申告や質問への回答が遅延した場合の督促について、第26章は大蔵省から、および省内各司から合議のために回達されてくる簿冊の取り扱い方についてそれぞれ規定する。手続き一般に関するこの部分（第25章と第26章）については、同時期に大蔵省にて制定された「租税司処務常例」中に同種の規定を見出す（省中司中の事務処理手続き規定の定型化の現われ）。

第27章は隠田繩延の自訴および新検打ち出しの地がある場合の土地の検査について、第28条は隠田・闕所地の処置方について定める。

第29章は文書記録（条規・指令など）の編集と管理の仕方について、第30章は司員の出勤退勤の時間および休暇等勤務に関する規則について、第31章は文書作成上の注意を記したもので、書体と体裁を整えるべきことを定める。第32章は司員の一身にかかわる願い出の取り扱い方、第33章は地方出張出立帰府時の正権正との面接、第34章は司中官員の過失あるいは非違への対処方、第35章は病欠欠勤の連絡について規定する。そして最終の第36章は、府藩県の附削した土地の村別租税高および社寺領の物成の五ヶ年／六ヶ年の平均調の事務の一時的性格を述べる。

結びには「地理司処務条例」の確定の宣言と、改正の手続きが置かれている。これは「地理司職制」と同じで、規程の確定は民部本省の決裁によるとされている。

5-3. 「地理司処務条例」中に確認できる災害対策関係の規定は第13章と第23章に見られる。まず第13章であるが、これは地目の変換申請への対処方を規定する箇条である。すなわち第13章は、「山川江湖、海湾、田畝、屋敷地、道路、隄岡ノ変換スル事ニヨリ各地方各司ノ申牒回議アルハ其可否ヲ考覈シ、例格ニ照スヘキハ先踪ニ従ヒ回議ニ附〔ス〕」と定める。これは、堤防の他の地目への変換、あるいは他の地目の堤防への変換に関し、地方官や他司から申請・回議があったとき、地理司はその可否を慎重に検討し、規則と先例に従い処分案を作成するということである。堤防は災害防除施設の代表的なものであるけれども、その取り壊し、あるいは設置の提案に対し、地理司は可否の案の作成を委ねられているのである（災害防除施設たる堤防の取り壊しあるいは設置の提案に対する可否の案の作成事務）。さらに地理司は、その処分案が民部省内の回議を経て確定した場合、処分の手続きを進める役割も負っている。また、第13章の但書には「水災津浪等ノ天災ニヨリテ隲地トナル地方ノ申牒ニ従ヒ、高帳ニ簿録スル」とある。地理司は、水災津浪等の天災による隲地の発生の届（地方官からの届）の、帳簿（高帳）への記載事務も担っていたのである（これは水害

発生の記録事務と見られよう）。

もうひとつ、第23章には、官林の樹木を水利堤防工事の用材として提供することについての規定がある。すなわち同章には、これの許可権を民部本省がもつと記されているのである（官林の樹木を水利堤防工事の用材として提供することの許可に関する事務）（地理司は民部本省が許可した官林からの出材を御林帳に記録する事務を司る）。

5-4. 「地理司処務条例」の考察として最後に、これと「租税司処務条例」との対照を行なう。租税司は明治3年7月の民蔵分離後大蔵省の管轄下に置かれたが、民部省からこれの移管論が唱えられ、民部省と大蔵省との間でその帰属が争われる両省間の対抗の焦点となった部局である。一方地理司は、民部省内では筆頭司の位置づけで^{*71}、職掌上は租税司の事務に重なるあるいは隣接する事務を担当していた。また職員の面でも、地理司は租税司からの異動者が多数を占める構成であった。

以下に「地理司処務条例」と「租税司処務条例」の対照表を掲げる。「地理司処務条例」は結びまですべての章を載せ、「租税司処務条例」については「地理司処務条例」に対応する箇条のみを取り上げる。

地理司処務条例・租税司処務条例対照表

地理司処務条例	租税司処務条例
第一章 司中ノ諸務之ヲ職制ニ照準シテ以テ其事ニ従フヘシ	第一、本司ノ庶務ハ職制ニ照準シテ之ヲ処理ス
第二章 処務順序ハ職員令及ヒ分課ノ科目ニ従ヒ、踰越紛雜ノ患ナク各員其主務ヲ整理スヘシ 但各課其主務ノ繁閑ニヨリテ便宜他ヲ補助協カスヘシ	第二、事務ヲ処理スル順序ハ職員令及ヒ分課科目ニ従ヒ、僭越紛雜スル無ク能ク主務ヲ整理スルヲ要ス、然ルモ各課ノ主務ノ繁閑ニ応シ便宜相ヒ協助スルヲ得可シ
第三章 各地方官ヨリ申牒スル諸願届等其他諸方往復ノ書牘及ヒ簿冊ノ類ノ如キ先ツ本省ニ達シ、大少丞之ヲ正、権正ニ附シテ後各課ニ附スルヲ則トス 但各地方出張ノ官員等ヨリ或ハ直ニ当司ニ達シ來ル事アリトモ、必ス之ヲ本省ニ達シ順ヲ追テ其事ヲ処分スヘシ	第三、各地方官ノ送上スル申請、稟候、申報ノ文牒其ノ他ノ投回スル書牘及ヒ録上スル簿冊ハ先ツ本省ニ上進シ、大少丞之ヲ正、権正ニ還付シ而ル後ニ主任各課ニ分付ス、又タ各地方官若クハ発差官員ヨリ直チニ書牒ヲ本司ニ送上スル有ルモ、亦タ必ス先ツ之ヲ本省ニ上進シ、本項ノ順序ヲ経テ而ル後ニ之レカ処分ヲ為ス
第四章 申牒ノ書類往復ノ書牘及諸簿冊ノ類ハ、各課ニ附シ其課ニ於テ之ヲ点檢シ之カ処分ノ案ヲ設ケテ回議回覽ニ供スヘシ 但其課ノモノ其事首尾結局ヲ了シ遅延ナキ様注意シ粗漏遺失スヘカラス	第四、上申スル文牒、投回スル書牘及ヒ録上スル簿冊ハ主任各課ニ分付シテ之ヲ点檢セシメ、其ノ処分ノ法案ヲ草具シテ回議ニ付シ若クハ回覽ニ供ス
第五章 回議回覽ニ供スル文書簿冊等ハ毎課回冊ノ号数ト月日トヲ記シテ回達スヘシ 但正、権正ニテ別ニ其冊子ハ本司ノ朱印ヲ押スヘシ	第五、回議、回覽ノ文牒、簿冊ハ主任各課ノ号数ト月日トヲ記註シ正、権正司印ヲ捺捺ス

第六章 申牒ノ書類其外往復書牘簿冊ノ内、其事務ノ処分既済ノ後届出ルノ類及後覽ニ供スルハ跡回シト記シテ回覽ニ出シ、其事ノ定例ナルト緊要ナラサルハ正、權正檢覽シテ本省ニ達セサルコトアルヘシ

第七章 冊子回議回覽了リテ後正、權正之ヲ檢閲シ本案ノ儘決議セシハ之ヲ各主課ニ附シテ速ニ其事ヲ処分セシメ、若回達中他ノ異議アルハ正、權正ヨリ之ヲ審聽シテ改議スヘシ

但回議既了リ簿冊本司へ復スルニ至リ、再正、權正ニテ本司印ノ下へ檢印シテ各主課ニ附スヘシ

第八章 回議回覽セシ事務回達シ了リテ後其事各地方官へ通達指令スル等ハ、本省ノ押印ヲ以テ之ヲ証スヘシ

但此押印ハ各課ノ大少佑ヨリ本省ノ大少丞ニ乞フテ調注スヘシ

第九章 回議回覽了リシ冊子ハ各其課ニ於テ其月毎ニ之ヲ編綴シテ、冊首目次ト号数トヲ記シ他日檢出覽閱ニ便ナラシムヘシ

第十章 戸籍人員、生死嫁娶及脱籍復籍、婦農、棄兒凡ソ人頭身上ニ関スル地方官ヨリノ申牒其部分ヲ別チ類集編成シ、其処置スヘキハ例格ニ照準シ回議ニ附スヘシ

但シ歳末ニ至リ其数ヲ精算シテ表出スヘシ

第十一章 各地方ノ物産人民所持ノ田畑山林、牛馬車其他所有物規則ニ從ヒ申牒スルハ之ヲ約シテ表ニ立テ、限年其増損多寡ヲ檢査シ覽閱ニ備フヘシ

第十二章 従前ノ地図ヲ精細縮約スルハ他方實際ノ校正ニ拠リテ実測図ヲ照考スヘシ

第十三章 山川江湖、海湾、田畝、屋敷地、道路、隄岡ノ変換スル事ニヨリ各地方各司ノ申牒回議アルハ其可否ヲ考覈シ、例格ニ照スヘキハ先踪ニ從ヒ回議ニ附シ、回済ノ上ハ常例ノ手續ヲ了シ図籍掛ニ附ス時ハ、其図ヲ淨写シ国高調ニテ高外墾地等ノ次第ヲ本帳ニ記載シ、毎年其多寡ヲ表出スヘシ

但シ水災津浪等ノ天災ニヨリテ墾地トナル地方ノ申牒ニ從ヒ、高帳ニ簿録スルコト同様タルヘシ

第十四章 開墾ノ申牒勸農局ヨリ回達スルハ其畝下年限許可ノ由ヲ記シ、其図ヲ淨写シ合輯シテ高入期限ヲ檢査シ、毎歳開墾ノ多寡及高入ノ数ヲ表出スヘシ

第六、凡ソ文牒、書牘、簿冊ニシテ各衙庁其ノ事務ヲ処分シ而ル後ニ報明スル者及ヒ唯タ日後ノ參觀ニ供スルニ止マル如キ其ノ事件ノ重要ナラサル者ハ、正、權正ヨリ監督司ニ回致スルニ止マリ本省ニ上進セサル有ル可シ

第七、回議、回覽ヲ終了セシ文牒、簿冊ハ正、權正更ニ之ヲ檢閲シ其ノ議案ノ判可ヲ得タル者ハ主任各課ニ還付シテ速ニ之レカ処分ヲ為サシメ、若シ他ノ異見異議ヲ来セル者ハ正、權正審考シテ其ノ議案ヲ改正ス、既ニ回議ヲ終了シテ本司ニ還到セハ正、權正司印ノ下端ニ檢印シ以テ主任各課ニ分付ス

第八、回議、回覽ヲ終了セシ事件ヲ地方官ニ報達シ若クハ指揮スルハ主任各課ノ大少佑ヨリ大少丞ニ申告シテ省印ヲ請受シ以テ之ヲ証明ス

第九、回議、回覽ヲ終了セシ文牒、簿冊ハ主任各課ニ於テ月次ニ装綴シ、其ノ冊子ニハ目次番号ヲ記注シテ以テ他日ノ檢閱ニ便ス。

第十五章 一村毎ノ図ヲ合纂スルハ村ヲ集メテ郡トシ郡ヲ合テ国ト立ツヘシ、其管轄ノ如キ区分スヘシ

第十六章 地方ヨリ出セル村鑑及一村限ニ附属セル巨細ノ書及史籍ニ関リ編入スヘキ書類ハ、類輯合纂シテ本史ニ記載スル既定ノ編集体裁ニ倣ヒ普ク収羅シテ遺ス所ナキヲ要ス

但大日本地理全誌編集ノ程式文体其他ノ規律ハ別ニ設クル事トス

第十七章 諸官省各司等ヨリ要用ノ地図ヲ請求アル時ハ其需ニ応シ謄写シテ与フヘシ

第十八章 明治ノ郷帳ヲ立ルハ地方實際ノ現高ヲ以テ目途トシ、其天保及ヒ元禄ノ郷帳ニ拠リ書出セルト、天保郷帳ニ在ル村名及ヒ石高ノ大ニ差違アレハ、其原由ト其事実トヲ推究シ猶精覈ナリ難キハ实地ニ就テ検査スルアルヘシ

但地方ニ出張スルハ其事故ヲ回議ニ附シ本省ノ決ニ由ルヘシ

第十九章 上地代地及附削スルアルハ其石高ト地勢トヲ審案シ、地図ニ拠テ其位置ヲ定メ法案出来セハ之ヲ本省ニ出シ、卿輔及大少丞ノ検査ヲ歴テ允当ナリトセハ其検印ヲ取り、其異議アルハ論定ノ上改案スヘシ

第二十章 凡ソ村名石高帳ノ校正特ニ審詳ヲ加ヘ、大佑検査ノ上正、権正ニ出シ審閲ノ上太政官ヘ達スヘシ

第二十一章 諸税式金穀出納ニ関係スルハ大蔵省租税司出納司ノ主任ナレハ此司ニテ拠分スルヲ得ス、国高ニ関リ上地代地ノ照準トナル可キハ回議アル可キナレハ検案ノ上司議ヲ附シ、本省ノ回議ニ出スヘシ

但決裁指令トナリシ事ハ其部類ノ本帳ニ記載スヘシ

第二十二章 郡県村落ノ分合各地方ヨリ申牒アルハ、其利害ヲ糾シ考案具テ回議ニ附シ其処置ヲ了セシ上本帳ニ其由ヲ記載スヘシ

第二十三章 官林樹木ノ簿帳ハ各地方申牒ニヨリ伐木ノ数及尺メヲ審ニシ、庁用又ハ水利堤防ニ供スル本省許可ノ年月及木名木数尺メヲ本帳ニ記載スヘシ

第二十四章 各開港場外国人居留地ノ坪数及借主ノ名番号ヲ記シ、別ニ簿帳ヲ設ケ地方ニ達シテ其借与セシ毎ニ申告セシメ之ヲ簿録スヘシ

但其管轄部分ヲ別チ英仏字並魯伊澳葡瑞白ノ諸国其部ヲ分チ、年月及地租トモ地図ニ記載シ、其開港場各所毎ニ其地所規則章程ヲ其簿帳ノ首ニ掲載スヘシ

第二十五章 各地方各司ヨリ申告スヘキヲ因循稽延シ、及質問スヘキ事ニテ決裁判断及督責ニ関サルハ正、権正ノ権ニテ促スヲ得ヘシ

第二十六章 大蔵省及ヒ各司合議ノ簿冊廻達アラハ速カニ回覧シ、異議ナキハ検印シ若シ其意ヲ鮮ナシ難キハ主掌ニ審問シ、或ハ異議アリテ同意シ難キハ其旨趣ヲ書テ決ヲ請フヘシ

但後來ニ涉リ規則照準ナルヘキハ簿冊ニ写シ本司ニ遺スヘシ

第二十七章 隠田繩延ノ自訴及新檢打出シノ地アル其地ノ検査ハ地方官ノ所任ト雖モ事宜ニヨリ本司ヨリ出張スルコトアルヘシ、其免附石盛等税式ニ関ルハ租税司所任ニシテ、其反別石高ヲ検査シテ簿録ニ記スルハ本司ノ任タリ

第二十八章 隠田ヲ檢シ闕所地ヲ収ムルハ地方ノ任ト雖トモ其処置ハ前条ト同様タルヘシ

第二十九章 記録編集ハ各科部類ヲ分チ年月ヲ追ヒ纂スヘシ、其体裁眼目要領ヲ挙ケ置司以來各地方官ヘ達セシ条規及申牒セシ事務ニ指令シタル類精密抄纂シ、逐件接続シテ指令布達齟齬矛盾ノ患ナカラシム

但地方ヘ照会シ或ハ諮問セシ類皆類ヲ萃メ部ヲ分チ披閱ニ便ナラシムヘシ、原書附紙アル如キ其部類ヲ分チ散逸セシムヘカラス

第三十章 各員出勤退出ノ時限及休暇等一々本省ノ式ニ從ヒ違犯アルヘカラス

第三十一章 凡テ文書ノ体細字慎密ニ書シ覽閱清カラシメ、体裁ヲ一ニシ泛濫アルヘカラス

第三十二章 各員身上ノ願請必大佑ヨリ正、権正ニ達シ檢印ノ上上達スヘシ

但正、権正願請ハ直ニ本省ニ達スヘシ

第二十五、凡ソ各地方官ノ送上スル文牒及ヒ諸般ノ文書ニシテ其ノ事項ノ租税ニ関スル者ノ処分ヲ指揮スル文案ヲ草具スルハ本司ノ專任ニ属シ、而シテ之ヲ判決スルハ本省ノ裁断ニ在リ、唯タ尋常ナル推問、知照、督促ノ類ニシテ省議ノ裁断ヲ経ルヲ要セサルハ文書ハ正、権正之ヲ処置ス

第二十六、民部省及ヒ本省各司ヨリ合議ノ文書ヲ送到セハ速ニ之ヲ檢閲シ異議無ケレハ則チ之レニ檢印シ、若シ其ノ意義ノ了解ス可カラサル者有ラハ主任員ニ審問シ、或ハ異議有ル者ハ其ノ旨趣ヲ詳録シテ本省ニ取決ス、但タ後來ノ規例準格ト為ル可キ文書ハ必ス謄写シテ以テ之ヲ留存ス

第二十七、本司創置以來地方官ニ達示セシ条規及ヒ指揮セシ事務等ハ布達ヲ編輯スル体例ニ依從シテ之ヲ抄謄シ、逐項綴聯シ以テ司中ノ成規ヲ編輯ス

第二十八、僚属各員ノ上署退署ノ時限及ヒ休暇等ハ一ニ本省ノ式例ニ照依シ決シテ遲怠スルヲ許サス

第三十、僚属各員ノ一身上ニ係ル申請、申報等ハ必ス正、権正ノ檢印ヲ請受シ而シテ其ノ文書ヲ本省ニ上進ス、正、権正ノ申請、申報等ハ直チニ本省ニ上進ス

第三十三章 地方出張ノ出立帰府必ス正、権正ニ面接シ其旨趣ヲ親聞シ其顛末ヲ親告スヘシ	
第三十四章 各員中闕失アル相互ニ責諫シ非違ヲ犯セルアラハ親シク正、権正ニ告クヘシ	
第三十五章 各員病氣ニテ出勤シ難キ時ハ其旨趣ヲ同課ノ者ニ報知シ之ヲ正、権正ニ達シ併テ省中庶務司ヘ通達スヘシ、但正、権正病氣ノ節ハ相互ニ之ヲ報知シテ本省ニ達スヘシ	第二十九、僚属各員若シ疾病有リテ上署スル能ハサレハ、即チ其ノ事由ヲ同課ノ僚員ニ報知シ、僚員之ヲ正、権正ニ申白シ而シテ本省ノ庶務掛ニ報明ス、若シ正、権正疾病有ラハ互相ニ之ヲ報知シテ本省ニ申明ス
第三十六章 五ケ年及六ケ年平均ノ調ハ一時ノ事務トシ別ニ条例ヲ設ケス	
右当今司中処務ノ条例本省ノ決裁ニヨリ確定スル所ナリ、各員能ク之ニ照準シ其規程ヲ愆ルナク処事沈滞差謬アルヘカラス、若他日改メサルヲ得サル事アラハ審議シテ更革スルヲ得ヘシ	

この対照表を見ればはっきりわかることであるが、「地理司処務条例」において「租税司処務条例」中に対応する箇条をもっているのは、第1章から第9章までと、第25章（部分的に対応）、第26章、第29章と第30章、第32章、第35章の、全部で15章である。残りの21章と結びの部分は「租税司処務条例」中に対応する箇条がない。対応している15章を詳しく見てみると、それらはすべて事務処理（文書処理）の手續きの規定か、服務規律を定めるものかそのどちらかであることが知られる。一方、「租税司処務条例」中に対応する箇条をもたない21の章は、第31章、第33章、第34章の3つを除いて、いずれも地理司固有の職掌にかかわる箇条である。これはどういうことかということ、第一には、「地理司処務条例」と「租税司処務条例」は基本的に同一の構成——事務処理（文書処理）の手續きの規定および服務規律とその司固有の職掌にかかわる規定というふたつの部分から成る構成——をもつということ、第二に、事務処理（文書処理）の手續きの規定と服務規律の部分は条文において同一のものから成る（高度の定型性をもつ）ということ、これらを示しているのである。

先に「地理司職員令」（「杉浦扣本」）を「租税司職員」（明治3年9月3日制定）と比較して検討したところで、《明治3年秋から冬にかけて、採るべき地方政策の方向性で対抗していた民部省、大蔵省の双方で、それぞれ組織規程（職員規程）の整備が進められていたこと、しかもその組織規程（職員規程）は内容面でも構成面でもほぼ同一であったこと》を指摘したが、この指摘は「地理司処務条例」と「租税司処務条例」の比較においてもあてはまるといえよう。この時期、対抗していた民部省、大蔵省のいずれにおいても官僚制の整備が取り組まれ、しかもそこで出来上がった規程（職員規程・事務処理規定・服務規律）には高い共通性・定型性が確認されるのである。

【注解5】『法規分類大全』には、明治3年10月（日闕）制定のものとして「地理司職員令事務章程」が収められている^{*72}。これは地理司がもった初めての組織規程である。「地理司職員令事務章程」は、「地理司職員令」と「地理司事務章程」に分れる。以下この順で紹介、検討を試みる。

2. まず取り上げるのは「地理司職員令」である^{*73}。以下に全文を掲げ、2-2において「杉浦扣本」

中の「地理司職員令」との異同を示す。

地理司職員令

正一員 権正無定員

①司中ノ諸務ヲ総判シ各分課ヲ幹理ス

②司中定員ノ能否勤惰ヲ監視ス

大佑 権大佑

③司中細大ノ事務成規条例ニ照準シテ之レヲ審理シ例格ナキハ考案ヲ具シテ司論ニ備へ及簿冊ヲ整頓シ計算ヲ詳密シ遺漏ナキ事ヲ掌ル

④司中分課ノ各事務ヲ担当シ其成績ノ責ニ任スルヲ得ル

少佑 権少佑

⑤職掌大佑権大佑ニ亜ク

大令史 少令史

⑥法案文書記録編輯等凡テ回議ニ附スル事務又ハ後覽ニ供シ若クハ地方へ往復シ他方ヨリ申牒スル類区分品別シ浄書編綴スルヲ掌ル

⑦諸簿冊ヲ点検シ計算ヲ照合スルヲ掌ル

⑧以上佑以下少令史ニ至ル職員ノ定限ハ司中ノ事務ニ從ヒ追テ之ヲ定ムヘシ

⑨第一章 凡ソ職ニアルモノ方正以テ其身ヲ持シ廉直以テ其務ヲ処シ謹勉以テ其事ニ從フヘシ

⑩第二章 各員其主課アリト雖モ相補助協力シ事ヲ処スル切実ニ討論シ正誼允当ナルヲ考究スヘシ

⑪第三章 長上ヲ敬シ順序ヲ正クスルハ礼法ヲ遵守スルナリ衆論ヲ商推シテ公理ヲ攻索スルハ職務ヲ督励スルナリ宜シク阿依偏頗ナク各所蘊ヲ尽クスヘシ

⑫第四章 以上地理司職員令本省ノ決裁ニヨリ確定スル所ナリ各員謹守恪奉シテ違犯アルヘカラス

2-2. 「地理司職員令」と「地理司職員令」（「杉浦扣本」）との対応関係および異同を示すと、次のようである^{*74}。

「地理司職員令」第1条(①)と第2条(②)^{*75}は、正権正の職掌を規定する。それぞれ「地理司職員令」（「杉浦扣本」）第1条(①)と第2条(②)に対応する。「地理司職員令」第1条(①)は、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）第1条(①)と同文である。また、「地理司職員令」第2条(②)は、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）第2条(②)の「司中官員」が「司中定員」に替わっているだけで他は同文である。「地理司職員令」（「杉浦扣本」）には正権正の職掌規定として他に第3条(③)および第4条(④)があるが、「地理司職員令」はこれらに相当する箇条を欠く。つまり「地理司職員令」では、正権正の職掌規定が「地理司職員令」（「杉浦扣本」）にくらべて大綱的で簡潔なものとなっているのである。

「地理司職員令」第3条(③)と第4条(④)は、大佑権大佑の職掌を規定する。「地理司職員令」第3条(③)は、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）第5条(⑤)に対応する。表記上の違いが3点あるがその他は同文であり、内容は同一である。「地理司職員令」第4条(④)は、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）第7条(⑦)と同文である。「地理司職員令」には、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）に盛り込まれている大佑権大佑の職掌規定全5条のうち、第6条(⑥)、第8条(⑧)、第9条(⑨)に対応する箇条がない。大佑権大佑の職掌規定もまた簡略化されているのである。

「地理司職員令」第5条(⑤)は少佑権少佑の職掌を定めるが、これは「地理司職員令」（「杉浦扣本」）

第10条(⑩)と同文である。ここでもまた職掌規定は簡略化されている。すなわち「地理司職員令」(「杉浦扣本」)第11条(⑪)に相当する箇条がない。

「地理司職員令」第6条(⑥)と第7条(⑦)は大令史少令史の職掌を定める。「地理司職員令」第6条(⑥)は、「地理司職員令」(「杉浦扣本」)第12条(⑫)に対応する。文言および表記の違いなど小さな異なりが7点ある。しかしその他は同文、内容も同一である。「地理司職員令」第7条(⑦)は、「地理司職員令」(「杉浦扣本」)第13条(⑬)と同じである。

「地理司職員令」第8条(⑧)は大佑以下少令史にいたるまでの職位の定員についての規定であるが、これは「地理司職員令」(「杉浦扣本」)第14条(⑭)に対応し、文言の加除異同等小さな異なりが3点あるけれども、実質的な内容は変らない。

「地理司職員令」第1章(⑨)から第4章(⑫)までは職員に対して服務に際しての心得を示し、規程を確定する。「地理司職員令」第1章(⑨)は「地理司職員令」(「杉浦扣本」)第1章(⑮)に対応する。表記上の異同が2点あるのみであとは同文である。「地理司職員令」第2章(⑩)は「地理司職員令」(「杉浦扣本」)第2章(⑯)に対応する。表記上の異同1点のみであとは同文である。「地理司職員令」第3章(⑪)は「地理司職員令」(「杉浦扣本」)第3章(⑰)に対応する。表記上の異同等が5点あるがあとは同文、内容は同一である。「地理司職員令」第4章(⑫)は「地理司職員令」(「杉浦扣本」)第4章(⑱)に対応する。文言および表記上の異同が各1か所あるけれどもその他は全く同じである。「地理司職員令」も「地理司職員令」(「杉浦扣本」)同様、民部本省の決裁により確定されている。

以上の対照作業からわかるとおり、「地理司職員令」の各箇条はすべて「地理司職員令」(「杉浦扣本」)のなかに対応する箇条をもち、「地理司職員令」(「杉浦扣本」)中の対応する箇条と内容的に同一である。「地理司職員令」と「地理司職員令」(「杉浦扣本」)を見くらべると、それらは、「地理司職員令」(「杉浦扣本」)を簡略化したものが「地理司職員令」を詳細にしたのが「地理司職員令」(「杉浦扣本」)という関係にあることがわかる。

3. 次に「地理司事務章程」を取り上げる^{*76}。以下に全文を掲げ、3-2において「杉浦扣本」中の「地理司職制」との異同を示す。

地理司事務章程

第一章 本司ハ民部省ノ所轄ニシテ全国地理戸籍人員地方石高社寺物産調ノコトヲ掌管ス其事
務ヲ執行処分スルハ渾テ本省ノ決裁ニ従フヲ則トス

第二章 全国ノ経緯山川江湖海岸島嶼ノ位置ヲ詳ニシ府藩県管轄地ノ経界州郡村市制置ヲ審ニ
シ周圉広袤ヲ測リ四方寒温ヲ検シ面積ヲ精算シ実測ノ図籍ヲ製スルハ測量掛ノ掌ルコトトス

第三章 従前ノ地図ニ釐正ヲ加ヘ精細ナラシメ披閱ニ便ニシ海岸島嶼ノ測量等実測図ニ照考シ
テ校正シ以テ实地ノ用ニ供シ諸官省要用アル時ハ此ヲ模写シテ与ヘ及ヒ山川江湖海湾田畑原
野道路堤塘等或ハ変換シ或ハ開墾ニ由リ府藩県ノ申牒アルトキハ渾テ其図ヲ模シ纂輯シテ檢
案ニ備ヘ全国一村毎ノ地図ヲ合輯編成シ山勢水利土地ノ肥瘠民ノ貧富田畑ノ多少荒蕪ノ有無
ヲ詳ニシ地誌ヲ編集スルコトハ図籍掛ノ掌ルコトトス

第四章 全国戸数人口ヲ明覈ニシ及生死嫁娶脱籍復籍棄兒ノ申牒ヲ受ケテ例ニ準シ其処分ヲ考
案シ決裁ノ上之ヲ簿冊ニ記シ或ハ帰農ノ印章ヲ与ヘ又ハ府藩県人員東京出入ノ申牒ヲ受付シ
及ヒ各地方ノ物産人民所有ノ田畑山林其他所有品ヲ精案シテ之ヲ表出シ国ノ均力ヲ算勘スル
ハ戸籍掛ノ掌ルコトトス但歳末ニ至リ其表ヲ作り太政官ヘ開申スヘシ

第五章 地方石高ヲ精算スルハ府藩県實際ノ現石ヲ信トシ之ヲ天保ノ郷帳ニ照考シテ其差謬違

訛アルハ実地ニ檢シ村落ノ割合名称ノ変易アル如キ其实ヲ推シ新ニ明治ノ郷帳ヲ製シ新田高入及開墾畝下ノ年限潰地流田等ヲ案シ及ヒ社寺領地ノ石高ヲ檢シ増損變易トモ歳表ヲ作り太政官ヘ開申スヘシ

第六章 府藩県ノ添削セシ土地ノ村別租税高及社寺領ノ貢額六ヶ年平均ノ実数ヲ申告セシメ其数ヲ算シテ廩米ヲ以テ支給スルノ目途ヲ立ツヘシ但此条処置結局セシ後ハ除クヘシ

第七章 官林樹木ノ簿記ヲ詳ニシ凡土木ノ事アツテ照会アルトキハ其工作ニ応シ其用度ヲ検査シテ之ニ支給シ其数ヲ記スヘシ

第八章 各開港場外国人居留地ノ章程及地坪ノ広狭ヲ審ニスル等其管轄庁ヨリ詳細ノ申告ヲ取り司中ノ簿録ニ記シ其規律ヲ更メ其位置ヲ易ル如キハ可否ヲ此司ニ議セシム

第九章 水利ヲ開キ溝渠ヲ鑿チ及造営興作其他變革アルニヨリ地理ニ關係スルハ此司ト合議スルヲ則トス

第十章 土地ノ添削或ハ上地代地ノコトアルトキハ此司ニ檢案セシム

第十一章 港津ヲ開塞シ郡県村里ヲ分合シ郷村道路ノ位置ヲ變スル等ハ此司ニ下議スルコトトス
第十二章ヨリ第二十章マテ原書闕ク

3-2. 「地理司事務章程」の内容を述べながら、これと「地理司職制」との対応関係および異同を示すと、次のようである（地理司職制・地理司事務章程対照表を参照しながら読みたい）。

地理司職制・地理司事務章程対照表

地理司職制	地理司事務章程
第一章 此司ハ民政部省ノ所轄ニシテ全国地理戸籍人員地方石高社寺物産調ノ事ヲ掌管ス、其事務ヲ執行処分スルハ都テ本省ノ決裁ニ從フヲ則トス	第一章 本司ハ民政部省ノ所轄ニシテ全国地理戸籍人員地方石高社寺物産調ノコトヲ掌管ス其事務ヲ執行処分スルハ運テ本省ノ決裁ニ從フヲ則トス
第二章 全国ノ経緯山川江湖海岸島嶼ノ位置ヲ詳ニシ、府藩県管轄地ノ経界州郡村市制置ヲ審ニシ、周囲広袤ヲ測リ四方寒温ヲ驗シ面積ヲ精算シ、実測図籍ヲ制スルハ測量掛ノ掌ル事トス	第二章 全国ノ経緯山川江湖海岸島嶼ノ位置ヲ詳ニシ府藩県管轄地ノ経界州郡村市制置ヲ審ニシ周囲広袤ヲ測リ四方寒温ヲ檢シ面積ヲ精算シ実測ノ図籍ヲ製スルハ測量掛ノ掌ルコトトス
第三章 従前ノ地図ニ釐正ヲ加ヘ精細ナラシメ披閱ニ便ニシ、海岸島嶼ノ測量等実測図ニ照考シテ校正シ以テ現場ノ用ニ供シ、諸官省要用アル時ハ此ヲ摹写シテ与ヘ及山川江湖海湾田畝原野道路隄防或ハ変換シ、或ハ開墾ニヨリ府藩県ノ申牒アル時ハ都テ其図ヲ摸シ纂輯シテ檢案ニ備ヘ、全国一村毎ノ地図ヲ合輯編成シ山勢水利土地ノ肥瘠民ノ貧富田畝ノ多少荒蕪ノ有無ヲ詳ニシ、地誌ヲ編集スルハ図籍掛ノ掌ル事トス	第三章 従前ノ地図ニ釐正ヲ加ヘ精細ナラシメ披閱ニ便ニシ海岸島嶼ノ測量等実測図ニ照考シテ校正シ以テ実地ノ用ニ供シ諸官省要用アル時ハ此ヲ模写シテ与ヘ及ヒ山川江湖海湾田畑原野道路堤塘等或ハ変換シ或ハ開墾ニ由リ府藩県ノ申牒アルトキハ運テ其図ヲ模シ纂輯シテ檢案ニ備ヘ全国一村毎ノ地図ヲ合輯編成シ山勢水利土地ノ肥瘠民ノ貧富田畑ノ多少荒蕪ノ有無ヲ詳ニシ地誌ヲ編集スルコトハ図籍掛ノ掌ルコトトス

第四章 全国戸数人口ヲ明覈ニシ及生死嫁娶脱籍復籍棄兒ノ申牒ヲ受テ例ニ准シ其処分ヲ考案シ決裁ノ上之ヲ簿冊ニ記シ、或ハ婦農ノ印章ヲ与ヘ又ハ府藩県人員東京出入ノ申牒ヲ受付シ、及各地方ノ物産人民所持ノ田畑山林其他所有物ヲ精案シテ都テ之ヲ表出シ、国ノ均力ヲ算勘スルハ戸籍掛ノ掌トル事トス但歳末ニ至リ其表ヲ作り太政官ヘ届クヘシ

第五章 地方石高ヲ精算スルハ府藩県實際ノ現石ヲ信トシ、之ヲ天保ノ郷帳ニ照考シテ其差謬違訛アルハ実地ニ檢シ村落ノ合割名称ノ変易アル如キ其实ヲ推シ、新ニ明治ノ郷帳ヲ製シ新田高入及開墾鋤下ノ年限潰地流田等ヲ案シ、及社寺領地ノ石高ヲ検査シ増損変易共歳表ヲ太政官ヘ届クヘシ

第六章 府藩県ノ附削セシ土地ノ村別租税高及社寺領ノ物成六ヶ年平均ノ実数ヲ申告セシメ、其数ヲ算シテ廩米ヲ以テ支給スルノ目途ヲ立ツヘシ但此条処置結局セシ後ハ除クヘシ

第七章 官林樹木ノ簿記ヲ詳ニシ凡土木ノ事アツテ照会アル時ハ、其工作ニ応シ其用度ヲ検査シテ之ニ支給シ其数ヲ記スヘシ

第八章 各開港場外国人居留地ノ章程及地坪ノ広狭ヲ審ニスル等其管轄ヨリ詳細ノ申告ヲ取り司中ノ簿記ニ記シ、其規律ヲ更メ其位置ヲ易ル如キハ可否ヲ此司ニ議セシムヘシ

第九章 水利ヲ開キ溝渠ヲ鑿チ及造営興作其他変革アルニ由リ、地理ニ關係スルハ此司ト合議スルヲ則トス

第十章 土地ノ附削或ハ土地代地ノ事アル時ハ此司ニ檢案セシム

第十一章 港津ヲ開塞シ郡県村里ヲ分合シ、郷村道路ノ位置ヲ変スル等ハ此司ニ下議スル事トス

第十二章 右各款此司ノ任スル事務ニテ其処分スルハ審考シテ法案ヲ造リ決ヲ本省ニ取ルヘシ、然シテ事ノ大藏省ニ關係スルハ回議シテ決スルコト有ルヘシ

第十三章 此司ハ事務ノ体ニシテ設為ノ用ヲ有セスト雖トモ検査照合スルノ任アリ、故ニ前条ニ掲ル件々皆此司ノ審案ヲ經シテ其事ヲ処置シ又ハ其条規ヲ立ルヲ得ス

第四章 全国戸数人口ヲ明覈ニシ及生死嫁娶脱籍復籍棄兒ノ申牒ヲ受ケテ例ニ准シ其処分ヲ考案シ決裁ノ上之ヲ簿冊ニ記シ或ハ婦農ノ印章ヲ与ヘ又ハ府藩県人員東京出入ノ申牒ヲ受付シ及ヒ各地方ノ物産人民所有ノ田畑山林其他所有品ヲ精案シテ之ヲ表出シ国ノ均力ヲ算勘スルハ戸籍掛ノ掌ルコトトス但歳末ニ至リ其表ヲ作り太政官ヘ開申スヘシ

第五章 地方石高ヲ精算スルハ府藩県實際ノ現石ヲ信トシ之ヲ天保ノ郷帳ニ照考シテ其差謬違訛アルハ実地ニ檢シ村落ノ割合名称ノ変易アル如キ其实ヲ推シ新ニ明治ノ郷帳ヲ製シ新田高入及開墾鋤下ノ年限潰地流田等ヲ案シ及ヒ社寺領地ノ石高ヲ檢シ増損變易トモ歳表ヲ作り太政官ヘ開申スヘシ

第六章 府藩県ノ添削セシ土地ノ村別租税高及社寺領ノ貢額六ヶ年平均ノ実数ヲ申告セシメ其数ヲ算シテ廩米ヲ以テ支給スルノ目途ヲ立ツヘシ但此条処置結局セシ後ハ除クヘシ

第七章 官林樹木ノ簿記ヲ詳ニシ凡土木ノ事アツテ照会アルトキハ其工作ニ応シ其用度ヲ検査シテ之ニ支給シ其数ヲ記スヘシ

第八章 各開港場外国人居留地ノ章程及地坪ノ広狭ヲ審ニスル等其管轄ヨリ詳細ノ申告ヲ取り司中ノ簿録ニ記シ其規律ヲ更メ其位置ヲ易ル如キハ可否ヲ此司ニ議セシム

第九章 水利ヲ開キ溝渠ヲ鑿チ及造営興作其他変革アルニヨリ地理ニ關係スルハ此司ト合議スルヲ則トス

第十章 土地ノ添削或ハ上地代地ノコトアルトキハ此司ニ檢案セシム

第十一章 港津ヲ開塞シ郡県村里ヲ分合シ郷村道路ノ位置ヲ変スル等ハ此司ニ下議スルコトトス第十二章ヨリ第二十章マテ原書闕ク

第十四章 凡ソ司中ノ事務之ヲ処分スルニ当リ事本省ト両議アリテ若本省ノ議其当ヲ得サルトセハ正権正、卿輔ト共ニ太政官ニ抵リ決ヲ取ルヲ得ヘシ、若正権正大佑以下ト両議アレハ決ヲ本省ニ取ルヲ得ヘシ

第十五章 司中ノ官員本官ヲ以テ他方ニ出張シ又ハ他ノ職務ヲ兼任スル時ハ、其奉命ノ次第ニヨリ権任ノ制限アルヘシ

第十六章 凡事務ノ成規アルハ其例ニ照準シ、未タ法則定ラサルハ協議シテ法案ヲ造リ省議ニ附スヘシ

第十七章 各課其事務ニ担当シ其顛末ヲ脩理シ回冊稽延セハ督促スヘシ、其条理ヲ了シ各事務分課類別シテ編集シ点検閲覽ニ易カラシムヘシ

第十八章 府藩県へ指令布告シ諸官省へ照会通達スルハ本省ノ権ナリ、各司ニ回議諮問スルハ此司ヨリ直達スヘシ

第十九章 事務及申牒面質セサルヲ得サルハ府藩県官員ヲ招キ其事情ヲ尋究スルコトアルヘシ

第二十章 測量掛処務ノ章程学科ノ規則ハ別ニ立ル所ニシテ此ニ記載セス

第二十一章 北海道ノ処置ハ開拓使ノ委任スル所ナレハ追テ其規律ヲ定ムヘシト雖トモ、戸籍人員及開拓ノ多衆等申告セシメ漸ク検査シ統理ノ緒ヲ正スヘシ

第二十二章 樺太并小笠原島ノ如キ地理形状ヲ審ニシ我版図タルノ証ヲ備ルハ此司ノ任タリ

右地理司ノ職制本省ノ決裁ニ由テ確定スル所ナリ、若シ他日増減スヘカラサルヲ得サルノ事アラハ更ニ審議シテ決ヲ本省ニ取り之ヲ更革スヘシ、但司中職員処務、制限ハ職員令及ヒ処務条例ニ照準シテ各其事ニ従フヘシ

庚午十月

地理司

※両者の間に異なりがある箇所（ただし読点は除く）について下線を引いた。

「地理司事務章程」第1章は地理司の民部省所属を闡明し、その掌管事務を列挙するとともに事務の執行処分に当たっての本省の統制（決裁権）を示した条項で、「地理司職制」の第1章に対応する。両者を比較すると、表記法上および用語の異なりが若干（4か所）あるけれどもその他は同文であり、もちろん文意は同一である^{*77}。尚「地理司事務章程」第1章の後半部分（司の事務の執行は本省の決裁に従うことを謳った部分）は、決定／決裁機能は本省（卿輔）が担い、司は執行機関として機能させるという本省－司関係（省の内部構造）を明確に規定したものである^{*78}。第2章は司内測量

掛の職掌を定めた条項である。これは「地理司職制」の第2章に対応する。両者を比較すると、表記法上および漢字の異なりが若干（7か所）あるがその他は同文である（文意は同一）。第3章は図籍掛の職掌を定めたもので、「地理司職制」の第3章に対応する。表記法上の異なり、漢字や用語の異なりが全部で18か所あるけれども、その他は同文で、文意も同一である。第4章は戸籍掛の職掌規定である。これは「地理司職制」の第4章に対応する。両者を比べると、表記法上の異同、漢字や用語の異なりなどが12か所あるが、基本的に同文である。もちろん文意も同一である。

「地理司事務章程」の第5章からは地理司の職務に関する規定である。第5章は、地理司の職務として、地方石高の精算と郷帳（徴租台帳）の作成、社寺領地の石高の検査などを挙げる。「地理司事務章程」第5章は「地理司職制」の第5章に対応する。両者を対照すると、表記法上の異同5件を含め全部で9か所に小さな異なりがあるけれども、それらに目をつぶれば両者は基本的に同文である（文意も同一）。第6章は府藩県に附削した土地の村別租税高、および社寺領の年貢の6か年の平均実数をそれぞれ申告させ、それらを廩米（扶持米）支給とすることの見込みを立てることである。これは「地理司職制」の第6章に対応する。表記法上の異なりが2か所、用語の異なりが1か所あるけれども、それを除けば両者は同一である。第7章は、照会に応じて官林の樹木を公共土木工食用材として提供することを地理司の事務として規定したもので、「地理司職制」第7章がこれに対応する（両者はほぼ同文である）。第8章は各開港場の外国人居留地の管理に関する事務について定めたものである。これは「地理司職制」第8章と対応する。両者の間には表記法その他若干の異なりがあるが文意は同一である。さらに続けて、第9章は、土地の形状の変更をとまなう土木工事や造営等に関しては必ず地理司と協議すべきことを、第10章は、府藩県の土地の附削あるいは代替地の付与等の事案については地理司に検案を行なわせることを、第11章は、港津の開塞、郡県村里の分合、郷村道路の位置の変更などの件では地理司に下議するものとするを、それぞれ規定する。「地理司事務章程」の第9章、第10章、第11章は、「地理司職制」の第9章、第10章、第11章と対応する。それら各々のあいだには僅かの異なりがあるだけで、いずれの場合も文意はまったく同じである。

ここまで「地理司事務章程」の各章はいずれも「地理司職制」の同番号の章に対応しており、それぞれのあいだに内容上の異なりがない。「地理司事務章程」は第11章で記載が中断し、そのあとについては「第十二章ヨリ第二十章マデ原書闕ク」と記す。第1章から第11章までの対応状況から見て、このあとについても「地理司事務章程」と「地理司職制」との形式的・内容的対応関係が続いていると想定できるが、もし実際にもそうであったならば、『法規分類大全』掲載の「地理司事務章程」は、地理司および司中各掛の職掌職務に関する規定までで規程の掲載が止まっているということであり、司中事務の処理手続きに関する規定^{※79}については掲載を欠く体のもとなっているということである。

以上の叙述から確認できるように、また地理司職制・地理司事務章程対照表をみればさらに一目瞭然であるが、「地理司事務章程」の各章はいずれも「地理司職制」の同番号の章に対応しており、それぞれのあいだに内容上の異なりがない。「地理司職制」は庚午（明治3年）10月の日付をもち、また「地理司事務章程」の方も明治3年10月日闕の記載を有する。どちらが先にあり、どちらがどちらを参考にして書かれたのかについては確定する材料がないけれども、これらふたつは同時期に作成された同一の構成と内容の文書であることは間違いない。

「地理司事務章程」の分析の最後に、同章程中にある災害対策にかかわる条項についても簡短にふれる。「地理司事務章程」には地理司が担当すべき災害対策にかかわる事務を規定した章が三章

ある。第3章と第5章、それに第7章である。それぞれの章が災害対策の視点からどう位置づけられるかについては、すでに、「地理司職制」を分析した【注解4】の2-3において詳述したのでここでは繰り返さない（上に指摘したように「地理司事務章程」と「地理司職制」の各章は編成上も、内容的にも対応している）。総括的にだけ繰り返せば、「地理司事務章程」において地理司は主に官林事務および国土調査事務を通じて災害対策にかかわる部局と位置づけられている。

4. 2の対照作業と分析から、「地理司職員令」の各箇条はそのどれも、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）のなかに対応する箇条をもち、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）中の対応する箇条と内容的に同一であることがわかった。また、3における対照作業と分析から、「地理司事務章程」の各章はいずれも「地理司職制」の同番号の章に対応しており、それぞれのあいだに内容上の異なりがないことが確認された。ここに見られるのは、もし「地理司職員令」（「杉浦扣本」）と「地理司職制」が「地理司職員令」・「地理司事務章程」よりも先につくられたものであれば、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）と「地理司職制」は「地理司職員令」・「地理司事務章程」の草案、反対に「地理司職員令」・「地理司事務章程」の方が先であったならば、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）と「地理司職制」は「地理司職員令」・「地理司事務章程」をそのまま採ったものという関係である。いずれにしても、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）・「地理司職制」と、「地理司職員令」・「地理司事務章程」との間には、強い関係性があることが知られる。

【注解6】ここまで、地理正兼制度取調御用掛杉浦讓が起草した地理司に関する4つの（そして一揃いの）組織規程案（「地理司職制」、「地理司職員令」、「地理司分課」、「地理司処務条例」と、明治3年10月（日闕）制定の「地理司職員令」および「地理司事務章程」を紹介し、それぞれについて詳細に検討してきた。最後に、これらの検討の結果をひととおりとまとめておきたいと考える。

第一。杉浦讓が起草した地理司のふたつの組織規程案（「地理司職員令」、「地理司職制」）と実際に制定された「地理司職員令」および「地理司事務章程」との関係について。まず、「地理司職員令」と「地理司職員令」（「杉浦扣本」）との関係を見る。これについて確認できたことは、「地理司職員令」の各箇条はすべて「地理司職員令」（「杉浦扣本」）のなかに対応する箇条をもち、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）中の対応する箇条と内容的に同一であるということである。「地理司職員令」と「地理司職員令」（「杉浦扣本」）を見くらべると、それらは、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）を簡略化したものが「地理司職員令」、「地理司職員令」を詳細にしたのが「地理司職員令」（「杉浦扣本」）という関係にあることがわかった。次に、「地理司事務章程」と「地理司職制」の関係であるが、これについては、「地理司事務章程」の各章はいずれも「地理司職制」の同番号の章に対応しており、それぞれのあいだに内容上の異なりがないということが確かめられた。どちらが先にあり、どちらがどちらを参考にして書かれたのかについては確定する材料がないけれども、これらふたつは同時期に作成された同一の構成と内容の文書であることは間違いない。

第二。杉浦讓起草の「地理司職員令」（「杉浦扣本」）と大蔵省租税司の職員規程である「租税司職員」（明治3年9月3日制定）の関係について。これについては、杉浦讓起草の「地理司職員令」（「杉浦扣本」）と「租税司職員」は、内容および箇条の構成という点ではほぼ同一であることが確認された。

第三。「地理司処務条例」と「租税司処務条例」（明治3年9月3日制定）の関係について。これについても、第一に、「地理司処務条例」と「租税司処務条例」は基本的に同一の構成——事務処理（文書処理）の手続きの規定および服務規律とその司固有の職掌にかかわる規定というふたつの部分から成る構成——をもつということ、第二に、事務処理（文書処理）の手続きの規定と服務規律の部分は条文において同一のものから成る（高度の定型性をもつ）ということが確認された。

第二と第三から、明治3年秋から冬にかけて、採るべき地方政策の方向性で対抗していた民部省、大蔵省の双方で、それぞれ組織規程（職員規程・事務処理規定・服務規律）の整備が進められていたこと、しかもその組織規程は内容面でも構成面でもほぼ同一であったことがわかる。対抗していた民部省、大蔵省のいずれにおいても官僚制の整備が取り組まれ、しかもそこで出来上がった規程には高い共通性・定型性が確認されるのである。

第四。民部省・大蔵省双方の組織規程における高い共通性・定型性は、同一の制度立案者の存在を浮かび上がらせる。それは誰かといえば、杉浦譲をはじめとする改正掛／制度取調御用掛の者たちであったろう。それは明治3年9月19日に民部省が定めた「庶務司事務章程」に添えられた、「庶務司伺」の次の一文を見ればわかる。すなわちそこにはこう書かれていた。「右ノ通当司〔庶務司〕章程大略取調候へ共追々改正掛ニテ一般ノ規則取調可相成存候間先夫迄ノ間如此相極置申度此意ニテ御高裁奉仰也」^{*80}（下線部に注意）。改正掛／制度取調御用掛の者たちが民部省、大蔵省双方の組織規程整備に乗り出していたのである。杉浦譲はその一員として「明治初期官僚制」の形成の中心に位置していた。

第五。「地理司事務章程」第1章は地理司の民部省所属を闡明し、その掌管事務を列挙するとともに事務の執行処分に当たっての本省の統制（決裁権）を示した条項で、「地理司職制」の第1章に対応する。「地理司事務章程」に先立つこと1か月、明治3年9月3日に大蔵省内で制定された「租税司職制」も、その第1条で「租税司ハ大蔵省ニ属シ租税貢調ノ事務ヲ掌管ス、其ノ事務ヲ執行シ及ヒ処分スルニハ総テ決ヲ本省ニ取ル」と規定する。これは租税司の大蔵省所属を闡明しつつ、その掌管事務を定め、加えて司の事務を執行処分する本省の決裁が必要であることを述べたものである。地理司と民部省、租税司と大蔵省という違いはあるが、職制規程の第1条として、規定の構造は同一である。この点でも、民部省と大蔵省の組織規程の骨格は同一であった。

さらに、「地理司事務章程」第1章の後半部分（司の事務の執行は本省の決裁に従うことを謳った部分）は、決定／決裁機能は本省（卿輔）が担い、司は執行機関として機能させるという本省－司関係（省の内部構造）を明確に規定したものである。これは杉浦譲が明治3年秋から明治4年7月にかけて作成した、民部省内の4つの司の職制規程（「地理司職制」第1章、「駅通司事務」第1章、「庶務司職制」第3条、「社寺司職制」第2条）に共通して見られる特徴である。さらにこの特徴は省の壁を越えて「租税司職制」でも確認された。司の事務の執行に対する本省の統制、すなわち決定／決裁機能は本省（卿輔）が担い、司は執行機関として機能させるという本省－司関係（省の内部構造）が、政府組織の基本構造として組織規程にはっきり描き込まれたのである。

第六。上に指摘した本省－司関係では、決裁権は卿輔がもつことになっているけれども、組織の作動の点から見ると、文書（事案）処理の手続きを見ればわかるように、卿輔の決裁の前に本省丞官を軸に省内の意見調整がはかられる仕組みとなっていた。「地理司処務条例」や「租税司処務条例」をもとに通常の場合における省内の文書（事案）処理の流れを整理すると次のようになる（民部省、地理司を例にとって表示）。

①文書受付（本省）。（←地方官、出張の官員、各省各局より文書発出。）

↓

②本省丞官から地理正権正へ文書を付託する。

↓

③地理正権正、各主課（担当課）に文書を派付する。

↓

- ④各主課において文書を検査し、処分案（法案）を作成する。
↓
⑤各主課にて作成された処分案を正権正が検認し、回議回覧を求めて該案を本省（丞官）に提出する。
↓
⑥本省丞官、上進されてきた処分案を省内の回議回覧に付す。
↓
⑦意見調整のついた処分案を卿輔が決裁する。
↓
⑧本省丞官、決議（決裁された事案）の執行を求めて該決議を地理正権正に付託する。
↓
⑨地理正権正、決議を主課に下ろして処分を実施せしめる。（→処分実施。）

職員令で置かれた職の体系（上下に配列された職）が、このような組織規程により、官僚機構として実際に作動し得るものにしつらえられたのである。

第七。災害対策の観点から、杉浦讓起草の地理司に関する4つの組織規程案（「地理司職制」、「地理司職員令」、「地理司分課」、「地理司処務条例」）と、明治3年10月（日闕）制定の「地理司職員令」および「地理司事務章程」を見ると、地理司は主に、公共土木施設の変換や開発の申請の適否の検案（補助）事務（「地理司事務章程」第3章、「地理司職制」第3章、「地理司処務条例」第13章）、災害調査をその内を含む国土調査事務（「地理司事務章程」第5章、「地理司職制」第5章、「地理司処務条例」第13章、「地理司分課」の図籍掛中村鑑地図担当・一村限地図担当および国高調掛中水災亡村流田調担当）、および官林事務（「地理司事務章程」第7章、「地理司職制」第7章、「地理司処務条例」第23章、「地理司分課」の記録編集掛中御林帳担当）を通じて災害対策にかかわる部局と位置づけられている。

※ 56 土屋喬雄（編集代表）『杉浦讓全集 第三巻』（杉浦讓全集刊行会、1978年10月）、353-357頁。

※ 57 杉浦讓起草の「地理司処務条例」のこの部分が、本書で取り扱っている法令（案）および組織規程（案）中、被害をもたらす異常な自然現象としての“津浪（津波）”の語の初出である。

※ 58 民部省内勸農局は、明治3年9月7日に設置され、同年12月18日に廃止された（内閣記録局（編）『明治職官沿革表 官廩部』、17、18頁）。「地理司処務条例」第14章にこの“勸農局”の語があることから、勸農局の設置と廃止の日付を参考にして「地理司処務条例」の起草の時期を推定することができる。すなわち、それは、明治3年9月中旬以降12月半ばまでである。

※ 59 開墾については、事業の促進を意図して、土地開墾規則（山林原野開墾規則）が明治3年9月27日に布告された。参照、「府藩県管内開墾地規則ヲ定ム」（明治3庚午年9月27日、第630）（70-26）（井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻』、886-892頁）。

※ 60 この「地理司処務条例」第19章については、同じく杉浦讓の起草になる「地理司職制」第10章を参照のこと。

※ 61 参照、「地理司職制」第8章。

※ 62 以下のいくつかの章は、明治3年9月3日に制定された「租税司処務条例」のなかに、対応するまたはほぼ同一の箇条をもつ。本章は、「租税司処務条例」との対比でいうと、その第25条（「凡ソ各地方官ノ送上スル文牒及ヒ諸般ノ文書ニシテ其ノ事項ノ租税ニ関スル者ノ処分ヲ指揮スル文案ヲ草具スルハ本司ノ専任ニ属シ、而シテ之ヲ判決スルハ本省ノ裁断ニ在リ、唯タ尋常ナル推問、知照、督促ノ類ニシテ省議ノ裁断ヲ経ルヲ要セサルハ文書ハ正、権正之ヲ処置ス」）の後半部分（傍線部）に対応する。

※ 63 本章は、「租税司処務条例」第26条（「民部省及ヒ本省各司ヨリ合議ノ文書ヲ送列セハ速ニ之ヲ検閲シ異議無ケレハ則チ之レニ検印シ、若シ其ノ意義ノ了解ス可カラサル者有ラハ主任員ニ審問シ、或ハ異議有ル者ハ其ノ旨趣ヲ詳録シテ本省ニ取決ス、但タ後來ノ規例準格ト為ル可キ文書ハ必ス謄写シテ以テ之ヲ留存ス」）に対応

するものである。

- ※ 64 本章は、「租税司処務条例」第27条（「本司創置以来地方官ニ達示セシ条規及ヒ指揮セシ事務等ハ布達ヲ編輯スル体例ニ依依シテ之ヲ抄謄シ、逐項綴聯シテ司中ノ成規ヲ裏輯ス」）に対応する。
- ※ 65 本章は、「租税司処務条例」第28条（「僚属各員ノ上署退署ノ時限及ヒ休暇等ハ一ニ本省ノ式例ニ照依シ決シテ遅怠スルヲ許サス」）と内容的に同一である。
- ※ 66 本章は、「租税司処務条例」第30条（「僚属各員ノ一身上ニ係ル申請、申報等ハ必ス正、権正ノ検印ヲ請受シ而シテ其ノ文書ヲ本省ニ上進ス、正、権正ノ申請、申報等ハ直チニ本省ニ上進ス」）に対応する。
- ※ 67 本章は、「租税司処務条例」第29条（「僚属各員若シ疾病有リテ上署スル能ハサレハ、即チ其ノ事由ヲ同課ノ僚員ニ報知シ、僚員之ヲ正、権正ニ申白シ而シテ本省ノ庶務掛ニ報明ス、若シ正、権正疾病有ラハ互相ニ之ヲ報知シテ本省ニ申明ス」）と内容的に同一である。
- ※ 68 これは「地理司処務条例」（「杉浦扣本」収録）に貼られた付紙の部分である。
- ※ 69 「租税司処務条例」については、「民部大蔵両省管轄ノ寮司諸掛及事務条件ヲ区別ス」（明治3庚午年8月9日、第520）の項（70-23）を参照せよ（井上洋『明治前期の災害対策法令 第一巻』、790-795頁）。
- ※ 70 上地、代地の事案が発生したときの検案事務については、本章のほか、「租税司職制」第10章および「租税司処務条例」第19章に規定がある。このうちとくに、「租税司処務条例」第19章は上地、代地、土地の附削の事案に関する検案手続きについて詳細に規定するものであり、同じ問題につきあえてもう一章付け加える必要を感じさせない。にもかかわらず本章（第21章）が置かれているのはどう理由からであろうか。この問題を考えてみると、本章の冒頭で租税事務・出納事務の大蔵省管轄を承認している点に目がいく。つまり、本章は上地、代地の事案が発生したときの検案事務について規定しようとした箇条というよりも、租税事務・出納事務の大蔵省管轄の承認を規定することの方に意味を置くものであったのではないかということである。「地理司処務条例」が起草された当時（明治3年9月から12月の時期）、民部省は、租税司の管轄をめぐって大蔵省と厳しくあらそっていた。そのさなかに「地理司処務条例」第21章はあっさりと租税司の大蔵省帰属を認めてしまっているのだから、これは注目に値する。「地理司処務条例」の起草者杉浦譲は、改正掛および制度取調御用掛として、租税正（→大蔵少丞）渋沢栄一や、大蔵大輔（→参議）大隈重信に近い人物であったので、杉浦の立ち位置から考えれば「地理司処務条例」第21章の前半部分の規定はあり得る内容のものである。しかし、地方政策の方向性（租税減免と救恤の地方政策の実施）とかかわって租税司の民部省移管を強く主張していた民部省主脳から見れば、これはとうてい容認することのできないものであったと思われる。
- ※ 71 「民部省中寮司ヲ定ム」（明治3庚午年閏10月20日、第754）（70-28）。
- ※ 72 内閣記録局（編）『法規分類大全 第一編 官職門 七至九 官制 神祇省教部省民部省内務省』（〔内閣記録局〕、1889年12月）、41-43頁。
- ※ 73 同上、41-42頁。傍線は小さな活字が用いられている箇所であることを示す。また、丸囲みの番号は整理のために筆者が付した番号（整理番号）である。
- ※ 74 前掲の租税司職員・地理司職員令（杉浦扣本）・地理司職員令対照表を参照せよ。また「地理司職員令」（「杉浦扣本」）については、【注解4】の3、3-2、3-3を参照せよ。
- ※ 75 「地理司職員令」においても、本体部分については、箇条を表記する際、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）の場合などと同様に、条を用いる。
- ※ 76 内閣記録局（編）『法規分類大全 第一編 官職門 七至九 官制 神祇省教部省民部省内務省』、42-43頁。傍線は小さな活字が用いられている箇所であることを示す。
- ※ 77 「地理司事務章程」に先立つこと1か月、明治3年9月3日に大蔵省内で制定された「租税司職制」も、その第1条で「租税司ハ大蔵省ニ属シ租税貢調ノ事務ヲ掌管ス、其ノ事務ヲ執行シ及ヒ処分スルニハ総テ決ヲ本省ニ取ル」と規定する（大蔵省記録局（編）『大蔵省沿革志（上巻）』、283頁）。これは租税司の大蔵省所属を闡明しつつその掌管事務を定め、加えて司の事務を執行処分するには本省の裁決が必要であることを述べたものである。地理司と民部省、租税司と大蔵省という違いはあるが、職制規程の第1条として規定の構造は同一である。明治3年秋以降、地方政策において対抗する民部省と大蔵省の双方で組織規程の整備が進められたが、

その規程の骨格は、とくに組織の編成・構造に関わる部分においては、基本的に同一であった。この論点については、すでに、杉浦議起草の「地理司職員令」と「租税司職員」の比較考察を行なった箇所指摘したところでもある。すなわち、「地理司職員令」（「杉浦扣本」）と「租税司職員」は内容および箇条の構成という点でほぼ同一であった。この考察をさらに一步進めると、「地理司職員令」（明治3年10月制定）の各箇条はすべて「地理司職員令」（「杉浦扣本」）のなかに対応する箇条をもつのであるから、「租税司職員」と「地理司職員令」（明治3年10月制定）もまた内容的・構成的に同一ということになる。「租税司職員」と「地理司職員令」（明治3年10月制定）の内容的・構成的同一性も、民部省と大蔵省双方の組織規程が統一的につくられていたことを示す証左である。

※ 78 この点についてはすでに本項【注解4】の2-2において論じた。参照されたい。

※ 79 「地理司職制」の第12章以下第19章までは、司中事務の処理手続きに関する規定である。前に行なった「地理司処務条例」と「租税司処務条例」の比較分析から知られるように、事務処理の手續規定は定型性が高いと考えられる部分である。

※ 80 内閣記録局（編）『法規分類大全 第一編 官職門 七至九 官制 神祇省教部省民部省内務省』、41頁。

（この項終わり。）